

## 島嶼会館宿泊モニター募集要項

## ■募集期間

令和元年10月1日（火）～11月1日（金）※郵便の場合：必着

## ■募集定員

30名以内（島しょ全町村）

## ■応募資格

満20歳以上の島嶼地域在住者（ただし、公務員、各議会議員、町村の行政委員を除く。）で、島嶼会館の運営に関心のある方（性別は問わない。）

## ■宿泊モニターの業務

- ① 島嶼会館の運営、サービス、施設に関する意見を述べること。
- ② 事務局が依頼するアンケートに回答すること。
- ③ その他、事務局が依頼する内容について意見を提出すること。

## ■任 期

1年間（予定：令和元年12月1日～令和2年11月30日）

## ■宿泊モニターの条件

任期期間中において1回以上島嶼会館に宿泊することが宿泊モニターになる条件です。

## ■モニターが宿泊する場合の宿泊料の減免

任期期間中に島嶼会館に宿泊したときは、宿泊モニター1人につき1泊までを限度として宿泊料の減免を受けることができます（1人1泊まで宿泊料が無料）。ただし、事前の申請が必要となります。

## ■応募方法

次のいずれかの方法により、ご応募ください。（※電話・FAXでの受付は行っていません。）

## ① 郵便はがき

郵便はがきの裏面に、

・お名前 ・フリガナ ・年齢 ・郵便番号 ・ご住所 ・お電話番号 を記入し、次の住所へ郵送してください。

〒105-0022

港区海岸1-4-15 島嶼会館2階

島嶼会館事務局 宿泊モニター受付係

※個人情報保護のため保護シールなどを貼りつけるようにしてください。

## ② インターネット申込

島嶼会館ホームページの<島嶼会館宿泊モニター申込みフォーム>に必要事項を入力し送信してください。

<島嶼会館宿泊モニター申込み先>

PC・スマホ供用URL

<https://ws.formzu.net/fgen/S41251515/>




#### ■注意事項

- ・宿泊モニターは、年齢、居住地等に著しい偏りが生じないように、定員の枠内で事務局が選考します。
- ・宿泊モニターの選考結果は、選考された方のみ通知します。選考から漏れた方への通知は行いませんので、ご了承ください。
- ・宿泊モニターとして、島嶼会館に宿泊する場合の交通費及びその他の滞在費等は、個人負担となります。
- ・宿泊モニターとして、島嶼会館宿泊料の減免を受ける場合には、事前の申請が必要です。事前の申請・承認がない場合には、宿泊料の減免を受けられませんのでご注意ください。また、同伴者がいる場合、同伴者の方の宿泊料は減免されません。
- ・その他、この募集要項に定めるもののほかは、東京都島嶼町村一部事務組合が定める「島嶼会館宿泊モニター実施要綱」の定めによるものとします。

#### ■個人情報の取扱い

ご応募にあたり記載・入力いただきました個人情報は、「東京都島嶼町村一部事務組合管理者が保有する個人情報の保護等に関する規則」に基づき管理します。また、島嶼会館宿泊モニターに関する以外には使用いたしません。

(表 面)

	<p>郵便はがき</p> <p>1 0 5 0 0 2 2</p>
<p>港区海岸1-4-15 島嶼会館2階</p>	
<p>島嶼会館事務局 宿泊モニター受付係</p>	
<p>□□□□□□</p>	

(裏 面)

<p><u>島嶼会館宿泊モニター申込み</u></p>
<p>○お 名 前 (フリガナ)</p>
<p>○年齢</p>
<p>○郵便番号・ご住所</p>
<p>○お電話番号(日中連絡が付きやすい番号)</p>